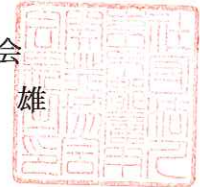


東雇協収第126-2号  
平成22年 9月15日

東京都社会保険労務士会  
会長 柏木弘文 殿

社団法人 東京都雇用開発協会  
会長 宇野澤虎 雄



障害者雇用納付金制度の改正に係わる周知への協力をお願い

日頃から、当協会の業務運営につきましては、種々ご高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、障害者の就労意欲が高まる中、障害者の雇用は着実に進展しておりますが、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れているほか、短時間労働に対する障害者の一定のニーズがあるにもかかわらず、障害者の雇用機会が十分に確保されていない状況にあります。

このため、平成20年12月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、それに伴って障害雇用納付金制度について次の3点が平成22年7月1日から施行されることとなりました。

1. 障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の中小企業に拡大
2. 障害者雇用納付金制度の労働者数及び雇用障害者数の算定に当たって、週20時間以上300人未満の短時間労働者の数を算入
3. 除外率設定業種の除外率を一律10%ポイント引き下げ

つきましては、障害者雇用納付金制度の改正内容を十分ご理解いただき、改正障害者雇用納付金制度による適正な申告・納付、申請を法定の期間内に確実に行っていただくため、別添1のリーフレットを貴団体の窓口で配布していただきたく、併せて別添2のリーフレットを参考に貴団体の機関誌等に掲載していただくことで、貴団体の会員の皆様に周知いただきますようご協力を賜りたくお願い申し上げます。

担 当

社団法人 東京都雇用開発協会

障害者支援部 障害者助成納付課

電 話 03-3296-7223